

青森県報

号外第三十五号

平成二十一年
四月二十日
(月曜日)

目次

監査委員

特定行政監督の結果…………… (事務局) …… 1

監査委員

特定行政監督の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監督を実施し、次のおり青森県知事等に提出したので、同条第9項の規定により公表します。

平成21年 4月20日

平成20年度

特定行政監督報告書

「個人情報の管理状況について」

平成21年 3月

青森県監査委員

目 次

第 1 監査対象事務及び選定理由等	1
1 監査対象事務	1
2 選定理由	1
3 関係条例等	1
第 2 監査の実施概要	2
1 実施期間	2
2 監査対象機関	2
3 実施方法	2
4 監査基準日	3
5 監査の主な着眼点	3
第 3 監査調査の集計及び実地監査の状況	3
1 条例等に基づく個人情報取扱状況について	3
2 情報セキュリティ基本方針等の遵守状況について	9
3 個人情報取扱事務の外部委託及び指定管理者の個人情報の取扱状況について	11
第 4 監査の結果	13
1 条例等に基づく個人情報の取扱いについて	13
2 情報セキュリティ基本方針等の遵守について	16
3 個人情報取扱事務の外部委託について	19
4 まとめ	19
別表 1、 2、 3	21

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県議会議長 田 中 順 造 殿

青森県教育委員会委員長 川 村 恒 儀 殿

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子 殿

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一 殿

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久 殿

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人 殿

青森県東部海区漁業調整委員会会長 木 村 民 二 殿

青森県西部海区漁業調整委員会会長 前 田 廣 臣 殿

青森県内水面漁場管理委員会会長 濱 田 正 隆 殿

青森県収用委員会会長 平 田 由 世 殿

青森県監査委員 林 忠 男

同 元 木 篤 子

同 阿 部 広 悦

同 森 内 之 保 留

平成20年度特定行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

第1 監査対象事務及び選定理由等

1 監査対象事務

「個人情報管理状況について」

2 選定理由

本県では平成11年7月1日に青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）が施行されて以来、個人情報の取扱いについての管理体制が整備されてきたところである。

こうした中で、県が取り扱っている個人情報の管理が関係条例等に基づくものとなっているか等について監査を実施したものである。

3 関係条例等

(1) 個人情報の保護に関する条例等

ア 青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）

イ 青森県個人情報保護条例の解釈運用基準（平成11年5月17日制定。以下「解釈運用基準」という。）

ウ 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（平成11年5月17日制定。なお、各種委員会及び警察本部長が取り扱う個人情報の保護等においても事務取扱要綱が制定されており、以下これらを「事務取扱要綱」という。）

エ 個人情報取扱事務を委託する場合の取扱基準

（ア）知事が委託する個人情報取扱事務の取扱基準（平成17年12月20日総務部長通知）

（イ）教育委員会が委託する個人情報取扱事務の取扱基準（平成18年1月31日教育長通知）

（ウ）警察本部長が委託する個人情報取扱事務の取扱基準（平成18年2月8日制定）

以下これらを「委託取扱基準」という。

オ 個人情報取扱事務を指定管理者に行わせる場合の取扱基準

（ア）知事が指定管理者に行わせる個人情報取扱事務の取扱基準（平成17年12月20日総務部長通知）

（イ）教育委員会が指定管理者に行わせる個人情報取扱事務の取扱基準（平成18年1月31日教育長通知）

以下これらを「指定管理者取扱基準」という。

(2) 情報セキュリティの確保に関する基本方針等

ア 青森県情報セキュリティ基本方針（平成15年5月2日制定。以下「情報セキュリティ基本方針」という。）

イ 青森県情報セキュリティ対策基準（平成15年5月2日制定。以下「情報セキュリティ対策基準」という。）

ウ 青森県立学校情報セキュリティ基本方針（平成16年3月制定。以下「学校情報セキュリティ基本方針」という。）

エ 青森県立学校情報セキュリティ対策基準（平成16年3月制定。以下「学校情報セキュリティ対策基準」という。）

第2 監査の実施概要

1 実施期間

平成20年11月から平成21年3月まで

2 監査対象機関

条例が対象としている実施機関のうち、知事（知事部局172機関）、病院事業管理者（2機関）、議会、教育委員会（111機関）、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長（警察本部50機関）の計343機関。

3 実施方法

監査対象機関である343機関に対して監査調査書の提出を求め書類監査を行ったほか、16機関を抽出して実地監査を行った。

実地監査実施機関

(1) 知事部局（12機関）

情報システム課、青少年・男女共同参画課、健康福祉政策課、労政・能力開発課、八戸工科学院三沢校、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室、同子ども相談部、三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所、上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局農税部、下北地域県民局地域整備部

(2) 教育委員会（3機関）

三本木農業高等学校、むつ工業高等学校、八戸水産高等学校

(3) 警察本部（1機関）

八戸警察署

4 監査基準日

平成20年10月1日現在（ただし、一部の項目については平成19年度の状況について確認した。）

5 監査の主な着眼点

- (1) 個人情報取扱事務登録簿が整備されているか。
- (2) 個人情報の管理及び取扱いが適切に行われているか。
- (3) 情報セキュリティ基本方針等が遵守されているか。
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託等は適切に行われているか。

第3 監査調査の集計及び実地監査の状況

監査対象機関とした343機関から提出された監査調査の回答状況及び実地監査をした16機関の状況は、以下のとおりである。

- 1 条例等に基づく個人情報の取扱状況について
- (1) 個人情報取扱事務の状況

条例第6条第2項によると、実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならないと規定され、事務取扱要綱第4の2において、登録する事務を全庁共通事務、出先機関共通事務及び固有事務に区分して登録することになっている。

登録した事項を変更する場合も同様に登録するほか、条例第6条第3項において、個人情報取扱事務を廃止したときは速やかに個人情報取扱事務登録簿を抹消することになっている。

また、事務取扱要綱第3によると、個人情報取扱事務登録簿の管理や閲覧、開示請求等の相談や受付等の業務を行うための個人情報窓口を設置することになっている。

ア 個人情報取扱事務の件数について（書類監査）

監査対象機関343機関のうち個人情報を含む事務を取り扱っているのは、ITER支援室を除く342機関となっている。これらの342機関において、個人情報取扱事務登録簿に登録されている事務のうち、当該機関において取り扱っている事務の件数は、表1のとおりとなっている。

表1 監査対象機関における個人情報取扱事務の件数

全市共通事務	出先機関共通事務	固有事務	合計
1,864	4,506	2,389	8,759

イ 個人情報取扱事務登録簿について

(ア) 健康福祉政策課（実地監査）

福祉活動専門員及び就労支援相談員に関する事務について登録簿が作成されていないかった。また、レポート点検事務について、登録簿の内容に一部不備な点があった。

(イ) 水産振興課（書類監査）

青森県青年漁業士等認定事務及び沿岸漁業改善資金貸付事務について、青森地方水産業改良普及所及び各水産事務所においてそれぞれ事務を所掌し個人情報を保有していることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、水産振興課の固有事務として登録していた。

(ウ) 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室（実地監査）

民生委員・児童委員の推薦事務について、事務を所掌し個人情報を保有していることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、健康福祉政策課の固有事務として登録していた。

(エ) 三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所（実地監査）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者の登録に関する事務、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物保管等の届出に係る事務及びPCB廃棄物保管事業者承継の届出に係る事務については、環境政策課から各環境管理事務所に事務が移管されていることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、環境政策課の固有事務として登録していた。

(オ) 上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部（実地監査）

建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査事務について、登録簿が作成されていないかった。

ウ 個人情報窓口について

事務取扱要綱第3によると、個人情報窓口は、本庁にあっては「総合窓口」が総務学事課に設置され、出先機関にあっては「出先機関窓口」が各出先機関に設置されるが、地域県民局の部の下部機関についても出先機関窓口を設置することになっている。

実地監査をした上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所は、上北地域県民局地域農林水産部の下部機関であるが、個人情報取扱事務登録簿の管理や閲覧、開示請求等の相談や受付等の窓口業務を上部機関の地域農林水産部で行っていた。

(2) 個人情報の安全性の確保等

条例第11条第1項において、実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされ、解釈運用基準では、

- 一 職員の意識啓発等の管理的な保護措置
- 二 アクセスの制限、データの暗号化等電子計算処理に係る技術的な保護措置
- 三 施設及び設備等の物理的な保護措置

を必要な措置として想定しているところであるが、以下の状況であった。

ア 個人情報を含む文書及び電子データの取扱状況

個人情報を含む文書及び電子データを取り扱う際の保護措置の状況は、表2のとおりとなっている。

回答は複数回答となっているが、取扱場所の限定が260機関(44.5%)、パスワード等によるアクセス制限が229機関(39.2%)、パーテーション等で区切っているが13機関(2.2%)、その他が14機関(2.4%)となっており、これらで88.4%を占めている。(複数回答のため、回答の合計数を分母として割合を算出した。以下同じ。)

「その他」の内容としては、個人情報を取り扱う執務室への部外者の立入制限や、執務室では関係者以外の目に触れないように配慮している等の回答であった。

また、「特に制限していない」と回答したものが複数回答のため68機関となっているが、「特に制限していない」のみを回答したのは33機関である。このうち、一部の機関に聴き取りしたところ、その理由としては、個人情報を所属職員が共有して取り扱っていることや、個人情報を含む部分とそれ以外の部分が一つの文書に混在している等の回答であった。

表2 個人情報を取り扱う際の保護措置の状況(複数回答)

取扱場所を限定している	パスワード等によるアクセス制限	パーテーション等で区切っている	特に制限していない	その他	合計
260	229	13	68	14	584

イ 個人情報を含む文書及び電子データの保管状況

個人情報を含む文書及び電子データの保管状況は、表3のとおりとなっている。

回答は複数回答となっているが、施錠可能な保管庫等に保管しているものが305機関(57.3%)、鍵のない保管庫等に保管しているものが156機関(29.3%)で、両者で86.7%を占めている。

「その他」の主な内容は、電子データについてパソコンやサーバーに保管というものであった。

また、「把握していない」という機関が4機関(0.8%)あり、そのうち一部に聴き取りしたところ、キャビネット等の保管庫に保管するよう所属職員に周知しているが、個々の保管状況についてすべてを把握していないというものであった。

実地監査で保管状況を確認したところ、文書や各種台帳等は耐火金庫、キャビネット、職員の脇机、書庫等となっており、電子データは各担当職員のパソコンや課内のファイルサーバー等となっていた。

なお、退庁時等には施錠により庁舎管理が行われていることから、鍵のない保管庫であっても不適切とまではいえないものであった。

表3 個人情報を含む文書及び電子データの保管場所(複数回答)

施錠可能な保管庫等に保管	鍵のない保管庫等に保管	把握していない	その他	合計
305	156	4	67	532

ウ 個人情報を含む文書及び電子データの庁舎外への持ち出し状況

個人情報を含む文書及び電子データの庁舎外への持ち出し状況及び持ち出す際の手続については、表4-1から表4-4のとおりとなっている。

業務により文書及び電子データを庁舎外に持ち出すことがあると回答した機関は93機関(27.2%)で、そのうち持ち出す際の手続があるものが72機関

(77.4%) となっている。

手続の内容は、72機関すべてにおいて「所属長等の許可」を得ており、それに併せて「記録簿に記入」しているものが26機関となっている。

また、手続がないものが21機関 (22.6%) となっており、その理由としては「特に意識していない」と回答したもののほか、「その他」として、現場での業務遂行上書類を持参することが前提となっているため個別の手続を経していないもの等があった。

実地監査で確認したところ、地域県民局の地域健康福祉部福祉総室における生活保護費等支給事務や地域整備部における用地取得及び損失補償に関する事務等について、日常的な業務であることや、現地での業務遂行には書類の持参が前提となっていること等の理由で、書類の持ち出しに際して個別の手続を経ず、手続について特に意識していないという状況が見受けられた。

なお、持ち出しの状況を把握していないという回答が8機関 (2.3%) であったが、その主な理由は、持ち出しを原則禁止しているが、個々の持ち出し状況についてすべてを把握していないというものであった。

表 4 - 1 個人情報を含む文書及び電子データの庁舎外への持ち出し状況

ある	ない	把握していない	合計
93	241	8	342

表 4 - 2 持ち出しがある場合の手続の有無

手続がある	手続がない	合計
72	21	93

表 4 - 3 手続の内容 (複数回答)

所属長等の許可	記録簿に記入	合計
72	26	98

表 4 - 4 手続がない理由 (複数回答)

特に意識していない	その他	合計
11	12	23

(3) 保有する必要がなくなった個人情報の廃棄状況

条例第11条第3項において、実施機関は、利用目的を達成したこと等により保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならないとされている。

保有する必要がなくなった個人情報の廃棄状況は、表 5 - 1 及び表 5 - 2 のとおりとなっている。

廃棄を職員が行っているのが281機関 (82.2%) で、シュレッダー切断など記録情報が復元できないよう何らかの処理をして廃棄していると回答があった。

実地監査を行った機関の中には、個人情報記録されたハードディスク等は記録消去ソフトにより情報を消去のうえ破壊して廃棄しているものもあった。

また、外部の業者に委託して廃棄していると回答した機関が13機関 (3.8%)、状況によって職員又は外部委託と回答した機関が30機関 (8.8%) となっている。

なお、外部の業者に委託して廃棄している機関のうち、委託業者と契約書等の書面により秘密保持を明確にしている機関は41機関で、契約書等の書面によらず口頭により指示している機関が2機関であった。

表 5 - 1 誰が廃棄を行っているか

職員が行っている	状況によって職員又は外部委託している	外部委託している	該当なし	合計
281	30	13	18	342

表 5 - 2 回収・処分を行う業者との秘密保持の明確化の状況

契約書等による	口頭による	合計
41	2	43

(4) 個人情報の適切な管理及び意識啓発のための研修の実施状況

条例第11条第1項における個人情報の適切な管理のための必要な措置として、解釈運用基準によれば、職員の意識啓発等の管理的な保護措置も想定しているところである。

このため、条例を所管する総務学事課では、毎年個人情報保護担当者研修会を実施し、個人情報の適切な管理や意識啓発を図っているところである。

総務学事課の研修出席も含めた研修等の実施状況は表6のとおりとなっており、「特に行っていない」と回答したのが29機関(8.5%)であった。

また、「その他」の回答では、情報セキュリティ講習会出席というものもあつた。この講習会は、情報セキュリティ基本方針に基づき情報システム課が実施しているもので、個人情報を含む電子情報の適切な管理や意識啓発を図るため、毎年開催しているものである。

表6 個人情報保護に関する研修等の実施状況

総務学事課の研修出席	所属独自で実施	特に行っていない	その他	合計
225	57	29	32	343

(5) 個人情報の漏えい等の発生状況

条例が施行された平成11年7月1日から監査基準日までの間、個人情報の漏えい等が発生したと回答したのは、知事部局で2機関、教育委員会で4機関あつた。

2 情報セキュリティ基本方針等の遵守状況について

(1) 情報セキュリティ対策基準に基づく緊急時対応計画の策定状況

本県では、情報セキュリティ基本方針に基づき情報セキュリティ対策基準を定め、個人情報を含む情報資産の保護に努めているところである。

その中で、個人情報を含む情報資産の漏えいや侵害、故障等の事故等が発生した場合に対応するため、情報セキュリティ対策基準第95条において、各所属長(情報セキュリティ責任者)が緊急時対応計画を策定することになっている。この緊急時対応計画の策定状況は表7のとおりで、201機関のうち策定していると回答したのは76機関(37.8%)、策定していないと回答したのは125機関

(62.2%)となっている。

なお、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の適用範囲は、知事部局、議会、人事委員会、労働委員会、監査委員、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会、教育庁及び学校以外の教育機関となっており、今回の行政監査の対象機関から、収用委員会、内水面漁場管理委員会、県立学校及び警察本部の142機関を除いた201機関である。

表7 緊急時対応計画の策定状況

策定している	策定していない	合計
76	125	201

(2) 学校情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ実施手順の策定状況

(調査対象機関：県立学校90機関)

県立学校は情報セキュリティ基本方針等の適用の対象となっていないため、教育委員会においては学校情報セキュリティ基本方針及び学校情報セキュリティ対策基準を定め、個人情報を含む情報資産の保護に努めているところである。

その中で、個々の学校の情報システム特有の脅威に対応するため、学校情報セキュリティ対策基準2.8において、学校独自にそれぞれの学校の状況に応じた情報セキュリティ実施手順を定め、情報セキュリティ管理者である学校教育課長に報告することとなっている。

この情報セキュリティ実施手順の策定状況は表8のとおりで、定められていると回答したのは71機関(78.9%)、定めないと回答したのは4機関(4.4%)となっている。

なお、この実施手順は、既存の規程がある場合は、情報セキュリティに関する規程を含めることで実施手順に代えることができることされており、既存の規程を実施手順に代えていると回答したのは15機関(16.7%)となっている。

表8 情報セキュリティ実施手順の策定状況

定めている	既存の規程を実施手順に代えている	定めていない	合計
71	15	4	90

(3) 私物パソコンの使用状況

私物パソコンを庁舎内に持ち込み使用することは、個人情報を含む情報資産の漏えい等の危険性があるため、情報セキュリティ対策基準第35条において、職員等は、私物のパソコン及び記録媒体を庁舎内に持ち込んで서는ならないとし、原則使用を制限している。

なお、情報セキュリティ基本方針等の適用範囲は前述のとおり県立学校や警察本部等は除外されているが、この調査項目については参考として県立学校や警察本部等を含めた343機関を調査対象とした。

私物パソコンの使用状況は表9 - 1及び表9 - 2のとおりで、私物パソコンの使用があると回答したのは63機関 (18.4%) となっており、このうち、個人情報を取り扱っている職員がいると回答したのは46機関 (73.0%) で、県立中央病院と県立学校45校となっている。

なお、県立中央病院では、医局の研究用ネットワークである医局LANの運用において、管理規程を整備し、一定の要件を満たしたものについて私物パソコンの使用を認めている。

表9 - 1 職場で私物パソコンを使用している職員の有無

いる	いない	合計
63	280	343

表9 - 2 職場で私物パソコンを使用している職員の個人情報取扱の有無

取り扱っている	取り扱っていない	合計
46	17	63

3 個人情報取扱事務の外部委託及び指定管理者の個人情報の取扱状況について

(1) 個人情報取扱事務の外部委託の状況

条例第13条第1項において、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合は、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならないとされており、具体的には委託取扱基準に基づき、それぞれの委託の実態に応じて適切な契約を締結することになっている。

委託取扱基準によれば、委託に係る契約を締結するとき、委託取扱基準に

明示した記載例を参考にして契約書に受託者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定することになっており、契約書を省略するときは請書等に個人情報取扱特記事項を遵守する旨を記載させ、又、請書等を徴しないときは、受託者に個人情報取扱特記事項を契約事項として交付することとしている。

個人情報取扱事務の外部委託の状況は表10 - 1から表10 - 3のとおりとなっている。

平成19年度において、個人情報取扱事務を外部に委託した実績があるものは73機関 (21.3%) で、そのうち契約書又は請書等に受託者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定していないと回答したのが12機関 (19.4%)、請書等を徴しないときに受託者に個人情報取扱特記事項を交付していないと回答したのが12機関 (40.0%) となっている。

表10 - 1 個人情報取扱事務の外部委託の有無

実績あり	実績なし	合計
73	270	343

表10 - 2 契約書・請書等における個人情報取扱特記事項の遵守義務の規定の有無

規定している	規定していない	合計
50	12	62

表10 - 3 請書等を省略した場合の個人情報取扱特記事項の交付の有無

交付している	交付していない	合計
18	12	30

表10 - 2、表10 - 3両方に回答している機関があるため、表10 - 1の「実績あり」の数値と表10 - 2と表10 - 3の合計は一致しない。

(2) 指定管理者の個人情報取扱特記事項の遵守義務の規定状況

条例第13条第1項において、個人情報取扱事務を指定管理者に行わせる場合は、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならないとさ

れており、具体的には指定管理者取扱基準に基づき、それぞれの指定管理業務の実態に応じて適切な協定を締結することになっている。

指定管理者取扱基準によれば、公の施設の管理に係る協定を締結するときは、指定管理者取扱基準に明示した記載例を参考にして協定書等に指定管理者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定することになっている。

指定管理者と公の施設の管理に係る協定を締結しているのは18機関となっており、18機関すべてにおいて指定管理者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定していると回答があり、そのうち実地監査した5機関においても協定書に遵守義務を規定していることを確認した。

(3) 個人情報取扱事務の外部委託、指定管理者の個人情報の取扱いについての苦情の申出の状況

個人情報取扱事務の外部委託及び指定管理者の個人情報の取扱いについての苦情の申出のあった機関はなかった。

第4 監査の結果

監査対象機関343機関について書類監査を行い、さらに16機関を抽出して実地監査を行った結果、改善を要する事項、検討を要する事項及び要望する事項は、以下のとおりである。

1 条例等に基づく個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報取扱事務登録簿について
【監査結果】

個人情報取扱事務登録簿は、一般の閲覧に供して、県民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認し、自己情報の開示の請求等が円滑に行えるようにするため必要なものであることから、条例第6条及び事務取扱要綱第4に基づき、個人情報を取り扱う事務を漏れなく、かつ、最新の内容で整備しておかなければならないものであるが、以下の機関では整備されていなかった。

ア 健康福祉政策課

福祉活動専門員及び就労支援相談員に関する事務について登録簿が作成されていない。また、レセプト点検事務について、登録簿の内容に一部不備な点があった。

イ 水産振興課

青森県青年漁業士等認定事務及び沿岸漁業改善資金貸付事務について、青森地方水産業改良普及所及び各水産事務所においてそれぞれ事務を所掌し個人情報保有していることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、水産振興課の固有事務として登録していた。

ウ 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

民生委員・児童委員の推薦事務について、事務を所掌し個人情報を保有していることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、健康福祉政策課の固有事務として登録していた。

エ 三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者の登録に関する事務、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物保管等の届出に係る事務及びPCB 廃棄物保管事業者承継の届出に係る事務については、環境政策課から各環境管理事務所へ事務が移管されていることから、出先機関共通事務として登録すべきところ、環境政策課の固有事務として登録していた。

オ 上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部

建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査事務について、登録簿が作成されていなかった。

【改善事項】

これらの機関にあっては、条例第6条及び事務取扱要綱第4に基づき、個人情報取扱事務登録簿を適切に整備しておく必要がある。

なお、上記ウ、エ、オについては「出先機関共通事務」であり、当該事務の登録簿の作成は個人情報取扱事務を所掌する本庁事務主管課が行うことになっていることから、本庁事務主管課に対して改善を求めるものである。

改善を求める機関：健康福祉政策課（ア及びウについて）
水産振興課（イについて）
環境政策課（エについて）
建築住宅課（オについて）

(2) 個人情報窓口について

【監査結果】

事務取扱要綱第3によると、個人情報窓口は、本庁にあっては「総合窓口」

が総務学事課に設置され、出先機関にあっては「出先機関窓口」が各出先機関に設置されるが、地域県民局の部の下部機関についても出先機関窓口を設置することになっている。

実地監査した上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所は、上北地域県民局地域農林水産部の下部機関であるが、窓口業務を上部機関の地域農林水産部で行っていた。

【改善事項】

上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所は、上北地域県民局地域農林水産部の下部機関であることから、事務取扱要綱第3に基づき、出先機関窓口を設置する必要がある。

〔改善を求める機関：上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所〕

(3) 個人情報を含む文書及び電子データの取扱いについて

【監査結果】

個人情報を含む文書及び電子データの取扱いについては、取扱場所の限定が260機関(44.5%)、パスワード等によるアクセス制限が229機関(39.2%)、パーテーション等で区切っているが13機関(2.2%)、その他が14機関(2.4%)となっており、これらで88.4%を占めているが、68機関においては特に制限していない状況にあった。

【要望事項】

個人情報を含む文書及び電子データの取扱いについて「特に制限していない」と回答した機関にあっては、個人情報の重要性をあらためて認識し、条例第11条第1項の趣旨に基づき適切な保護措置を講じる必要がある。

(4) 個人情報を含む文書及び電子データの保管について

【監査結果】

個人情報を含む文書及び電子データの保管状況は、施設可能な保管庫等に保管しているものが305機関(57.3%)、鍵のない保管庫等に保管しているものが156機関(29.3%)で、両者で86.7%を占めているが、「把握していない」という機関が4機関(0.8%)あった。

【要望事項】

「把握していない」と回答した機関にあっては、個人情報の重要性をあらた

めて認識し、条例第11条第1項の趣旨に基づき適切な保護のため文書等の保管状況を把握しておく必要がある。

(5) 個人情報を含む文書及び電子データの庁舎外への持ち出しについて

【監査結果】

業務により文書及び電子データを庁舎外に持ち出すことがある機関は93機関(27.2%)で、そのうち21機関(22.6%)では何ら手続も経ずに持ち出している状況にあった。

また、持ち出しを「把握していない」と回答した機関が8機関(2.3%)あった。

【要望事項】

文書及び電子データを庁舎外へ持ち出す際の手続については、保有個人情報の安全性の確保という観点から、条例第11条第1項の趣旨に基づき、各機関において適切に対応する必要がある。

電子データの庁舎外への持ち出しについては、情報セキュリティ対策基準第34条第2項において情報セキュリティ責任者の許可を得ることになっていることから、情報セキュリティ対策基準が適用される機関にあっては情報セキュリティ責任者の許可を得る必要がある。

また、持ち出し状況を把握していない機関にあっては、実態を把握の上適切に対応する必要がある。

(6) 個人情報の適切な管理及び意識啓発のための研修の実施について

【監査結果】

条例第11条第1項における個人情報の適切な管理のための必要な措置として、職員の意識啓発等の管理的な保護措置を想定しているが、条例を所管する総務学事課が実施する研修やその他の研修にも出席せず、かつ、所属独自でも研修を行っているものが29機関(8.5%)あった。

【要望事項】

研修等を行っていない機関は、条例第11条第1項の趣旨に基づき積極的に研修に出席し、又は所属独自に研修を行い、職員の意識啓発に努める必要がある。

2 情報セキュリティ基本方針等の遵守について

(1) 緊急時対応計画の策定について

【監査結果】

個人情報を含む情報資産の漏えいや侵害、故障等の事故等が発生した場合に対応するため、情報セキュリティ対策基準第95条において、各所属長（情報セキュリティ責任者）が緊急時対応計画を策定することになっている。

この緊急時対応計画を策定していないと回答した機関は、策定対象機関201機関のうち125機関（62.2%）となっている。

なお、地域県民局の部の下部機関は23機関あるが、いずれも緊急時対応計画を策定していなかった。

このことについては、緊急時対応計画の策定について規定している情報セキュリティ対策基準の表記が明確でないことから、地域県民局の部の下部機関では策定する必要があるものと認識されていたことが確認された。

【改善事項】

緊急時対応計画を策定していないと回答した機関のうち、各地域県民局の部の下部機関、平成21年4月1日より地方独立行政法人となる機関及び平成21年3月末で廃止となる機関を除く88機関は、情報セキュリティ対策基準第95条に基づき、緊急時対応計画を策定する必要がある。

〔改善を求める機関：別表1に掲げる88機関〕

【検討事項】

情報システム課においては、緊急時対応計画の策定状況を踏まえて、未策定の機関に対する指導・助言等に努める必要がある。

また、情報セキュリティ対策基準の表記について、明確な表記を検討する必要がある。

〔検討を求める機関：情報システム課〕

(2) 情報セキュリティ実施手順の策定について

【監査結果】

県立学校では個々の学校の情報システム特有の脅威に対応するため、学校情報セキュリティ対策基準2.8において、学校独自に、それぞれの学校の状況に応じた情報セキュリティ実施手順を定め、情報セキュリティ管理者である学校教育課長に報告することとなっている。

この情報セキュリティ実施手順を策定していないと回答した機関が、策定対

象機関90機関のうち4機関（4.4%）あった。

【改善事項】

これらの機関にあっては、県立学校情報セキュリティ対策基準2.8に基づき、情報セキュリティ実施手順を策定する必要がある。

改善を求める機関：青森中央高等学校
三沢高等学校
青森第二高等養護学校
弘前第一養護学校

【検討事項】

学校教育課においては、情報セキュリティ実施手順の策定状況を踏まえて、未策定の学校に対する指導・助言等に努める必要がある。

〔検討を求める機関：学校教育課〕

(3) 私物パソコンの使用について

【監査結果】

私物パソコンを庁舎内に持ち込み使用することは、個人情報を含む情報資産の漏えい等の危険性があるため、情報セキュリティ対策基準第36条において、職員等は、私物のパソコン及び記録媒体を庁舎内に持ち込んでほならないとし、原則使用を制限している。

私物パソコンを使用している職員がいる機関は63機関（18.4%）あり、そのうち情報セキュリティ対策基準が適用される機関は5機関で、その他は適用外の県立学校となっている。

また、庁舎内に持ち込んだ私物パソコンを使用して個人情報を取り扱っている機関は46機関（73.0%）あった。

【要望事項】

ア 情報セキュリティ対策基準が適用される機関で、私物パソコンを持ち込んでいる職員がいる機関においては、情報セキュリティ対策基準に基づき適切に対応する必要がある。

イ 県立学校情報セキュリティ対策基準には私物パソコンの持ち込みについての制限は規定されていないが、私物パソコンを使用している県立学校においては、個人情報を取り扱う場合の安全対策には十分留意する必要がある。

3 個人情報取扱事務の外部委託について

【監査結果】

ア 個人情報取扱事務の外部委託に当たり、契約書又は請書等に受託者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定していないものが12機関（19.4%）あった。

このうち、地域県民局の地域農林水産部4機関及び地域整備部5機関において契約書に個人情報取扱特記事項の遵守義務規定がなかったことについては、農村整備課及び監理課が作成した業務委託契約書の様式に不備があったためである。

イ 請書等を徴しないときに受託者に個人情報取扱特記事項を交付していないものが12機関（40.0%）あった。

【改善事項】

ア 地域農林水産部4機関及び地域整備部5機関を除く3機関においては、委託取扱基準に基づき契約書又は請書等に受託者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定する必要がある。

また、地域農林水産部4機関及び地域整備部5機関において契約書に個人情報取扱特記事項の遵守義務規定がなかったことについては、農村整備課及び監理課において契約書の様式を見直す必要がある。

イ 請書等を徴しないときに受託者に個人情報取扱特記事項を交付していない12機関のうち収用委員会を除く11機関にあっては、個人情報取扱特記事項を交付する必要がある。

なお、収用委員会においては、条例第13条第1項の趣旨に基づき、知事部局に準じて委託についての取扱基準を策定するなど適切に対応する必要がある。

〔改善を求める機関：別表2に掲げる5機関（アについて）
別表3に掲げる12機関（イについて）〕

4 まとめ

条例が施行されて概ね10年を経過しようとしているところであるが、今回「個人情報の管理状況」について行政監査を実施したところ、一部の機関において不適切な取扱いがあったほか、条例等の趣旨に鑑みて取扱いを見直すべきものが見受けられたところである。

今後は、今回の監査結果をも踏まえ、各機関においては個人情報の取扱状況を再確認し、適切な管理を徹底する必要がある。

別表1

緊急時対応計画を策定していないため改善を求める機関

番号	機関名	番号	機関名	番号	機関名
1	財政課	31	障害福祉課	61	中南海域県民局地域連携部
2	秘書課	32	女性相談所	62	" 地域整備部
3	人事課	33	子ども自立センターみらい	63	三八地域県民局地域連携部
4	総務学事課	34	障害者相談センター	64	" 地域農林水産部
5	市町村振興課	35	さわらび医療療育センター	65	" 地域整備部
6	防災消防課	36	精神保健福祉センター	66	西北地域県民局地域連携部
7	工事検査課	37	農林水産政策課	67	" 地域農林水産部
8	行政経営推進室	38	総合販売戦略課	68	" 地域整備部
9	東京事務所	39	食の安全・安心推進課	69	上北地域県民局地域連携部
10	消防学校	40	団体経営改善課	70	" 地域農林水産部
11	政策調整課	41	構造政策課	71	" 地域整備部
12	企画課	42	漁港漁場整備課	72	下北地域県民局地域連携部
13	新幹線・交通政策課	43	営農大学校	73	" 地域農林水産部
14	統計分析課	44	監理課	74	" 地域整備部
15	原子力施設安全検証室	45	整備企画課	75	労働委員会
16	並行在来線対策室	46	道路課	76	選挙管理委員会
17	人づくり戦略チーム	47	河川砂防課	77	海区漁業調整委員会
18	鉄道管理事務所	48	港湾空港課	78	職員福利課
19	県民生活文化課	49	都市計画課	79	教職員課
20	青少年・男女共同参画課	50	建築住宅課	80	学校施設課
21	環境政策課	51	高規格道路・津軽ダム対策課	81	生涯学習課
22	原子力安全対策課	52	青森空港管理事務所	82	スポーツ健康課
23	自然保護課	53	エネルギー開発振興課	83	文化財保護課
24	県境再生対策室	54	原子力立地対策課	84	東青教育事務所
25	環境保健センター	55	ITER支援室	85	上北教育事務所
26	原子力センター	56	経理課	86	三八教育事務所
27	健康福祉政策課	57	出納課	87	埋蔵文化財調査センター
28	医療業務課	58	東青地域県民局地域連携部	88	種差少年自然の家
29	高齢福祉保険課	59	" 地域農林水産部		
30	こどもみらい課	60	" 地域整備部		

別表2

契約書等に受託者の個人情報取扱特記事項の遵守義務を規定していないため改善を求める機関

番号	機関名	番号	機関名	番号	機関名
1	企画課	3	総合社会教育センター	5	監理課
2	商工政策課	4	農村整備課		

別表3

受託者に個人情報取扱特記事項を交付していないため改善を求める機関

番号	機関名	番号	機関名	番号	機関名
1	環境政策課	5	十和田西高等学校	9	むつ工業高等学校
2	浪岡高等学校	6	三本木農業高等学校	10	黒石商業高等学校
3	八戸北高等学校	7	五所川原工業高等学校	11	八戸第一養護学校
4	八戸南高等学校	8	十和田工業高等学校	12	収用委員会

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭